

「2008年度上場制度整備の対応について」に基づく
有価証券上場規程等の一部改正について

平成21年7月30日
株式会社 東京証券取引所

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、平成21年8月24日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、「2008年度上場制度整備の対応について」と題する実行計画に基づき、企業行動規範や実効性確保手段の整理などを行い、また、本実行計画において重点課題として位置付けた「上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備」の検討にあたり上場制度整備懇談会より本年4月に公表された「安心して投資できる市場環境等の整備に向けて」の提言内容などを踏まえ、第三者割当及び株式併合等について、上場制度上の対応を行うとともに、株主と上場会社の対話促進に向けて、早期に株主総会の招集通知等にアクセスできる環境を整備するほか、適時開示の一層の充実を図るために、会社情報の適時開示に係る開示審査の観点を明示するなど、有価証券上場規程等の一部改正を行うものです。

改正の概要は下記のとおりです。

記

I 改正概要

(備 考)

1. 企業行動規範の整備

(1) 体系の再構成

- ・ 上場規則上に定めた企業行動規範を、上場会社に対して推奨する事項を定める「望まれる事項」と、上場会社として守るべき事項を定める「遵守すべき事項」に区分して再構成するものとします。

- ・ 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第432条等、有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第435条の2等

(2) 体系の再構成に伴う項目の追加

- ・ 企業行動規範の体系の再構成に併せて、以下に掲げる事項を「遵守すべき事項」として規定します。
 - a 上場会社は、内部者取引を行わないこと。
 - b 上場会社は、反社会的勢力の関与を受けないこと。
- ・ 上場会社は、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると認められる行為を行わないことを、「遵守すべき事項」として規定します。

- ・ 規程第442条、第443条、施行規則第436条の2

- ・ 規程第444条

2. 実効性確保手段の多様化を踏まえた対応等

(1) 実効性確保手段の適用対象の拡充

- ・ 規程第501条第1

<ul style="list-style-type: none"> 企業行動規範の「遵守すべき事項」に違反した場合及び会社情報の適時開示等の規定に違反した場合の実効性確保手段として、改善を促す観点からの改善報告書、特設注意市場銘柄と、ペナルティ的観点からの公表措置、上場契約違約金の適用対象とします。 	<p>項、第502条第1項、第508条、第509条第1項等</p>
<p>(2) 実効性確保手段の位置付けの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められない場合で、かつ、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、特設注意市場銘柄に指定できるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 規程第501条第1項第2号、上場管理等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）Ⅲ1.（2）等
<p>(3) 反社会的勢力との関係に関する上場廃止基準の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 上場会社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと認められるときは、その上場を廃止します。 	<ul style="list-style-type: none"> 規程第601条第1項第19号、施行規則第601条第15項、ガイドラインⅣ11. 等
<p>(4) 注意勧告制度の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書等の虚偽記載に係る注意勧告制度は、廃止します。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正前規程第507条等
<p>3. 投資者が安心して投資できる環境の整備</p>	
<p>(1) 第三者割当への対応</p>	
<p>①上場廃止基準の整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 上場会社が第三者割当を行う場合において、募集事項の決定前の発行済株式に係る議決権の総数に対する、当該第三者割当により割り当てられる募集株式等に係る議決権数の比率（以下「希釈化率」といいます。）が300%を超えるときは、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認める場合を除き、その上場を廃止します。 	<ul style="list-style-type: none"> 施行規則第601条第13項第6号、ガイドラインⅣ9.
<ul style="list-style-type: none"> 第三者割当により支配株主が異動した場合において、支配株主が異動した日が属する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日までの期間に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると当取引所が認めるときは、その上場を廃止します。 	<ul style="list-style-type: none"> 規程第601条第1項第9号の2、施行規則第601条第9項、ガイドラインⅣ2.
<p>②企業行動規範の新設</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 上場会社が第三者割当を行う場合で、希釈化率が25%以上となる時、又は、支配株主が異動するときは、原則として、a又はbの手続を経ることを企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定します。ただし、当該割当ての緊急性が極めて高いものとして当取引所が認めた場合はこの限りではありません。 	<ul style="list-style-type: none"> 規程第432条、施行規則第435条の2
<p>a 経営陣から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>b 株主総会の決議などの株主の意思確認</p>	

<p>③適時開示に関する規定の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が第三者割当を行う場合は、以下の事項について適時開示を行うことを求めます。 <ul style="list-style-type: none"> a 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容 b 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容（当取引所が必要と認める場合は、払込金額が割当先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等を含みます。） c 上記3.（1）②に定めるところによりいずれかの手続を行う場合は、その内容（3.（1）②ただし書の適用を受ける場合は、その理由） d その他当取引所が投資判断上重要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第402条、施行規則第402条の2
<p>④確認書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が第三者割当を行う場合は、割当先が反社会的勢力との関係がないこと示す確認書を作成後直ちに提出するものとします <p>(2) 株式併合に係る上場廃止基準の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が、株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為を行う場合において、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと当取引所が認めるときは、その上場を廃止します。 <p>(3) MBO等に係る企業行動規範の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け又は支配株主による公開買付けに関して、上場会社が意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うことを企業行動規範の「遵守すべき事項」として定めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則第417条第1号g等 ・ 施行規則第601条第13項第7号、ガイドラインIV10. ・ 規程第441条
<p>4. 株主と上場会社の対話促進のための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、株主総会招集通知及びその添付書類を発送する場合には、それらの書類を発送日までに電磁的方法により当取引所に提出するとともに、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則第420条
<p>5. 会社情報の適時開示等の充実に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、会社情報の適時開示については、次に掲げる事項を満たすよう行わなければならないこととします。 <ul style="list-style-type: none"> a 開示する情報の内容が虚偽でないこと。 b 開示する情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと。 c 開示する情報が投資判断上誤解を生じせしめるものでないこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第412条第1項

と。

d その他開示の適正性に欠けていないこと。

- ・ 上場会社は、形式的な開示要件に該当しない場合においても、それを理由により適時、適切な会社情報の開示を怠ってはならない旨を定めている現行の規定に違反した場合について、実効性確保手段の対象とします。

・ 規程第411条の2

6. 上場会社監査事務所登録制度に関する企業行動規範の追加

・ 規程第448条

- ・ 上場内国株券の発行者は、日本公認会計士協会による上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている公認会計士等の監査を受けることを、企業行動規範の「望まれる事項」として定めます。

7. その他

(1) 有報等の提出延長承認時の開示

・ 規程第402条第2号u等

- ・ 上場会社は、有価証券報告書等の法定提出期限の延長が承認された場合にはその旨を直ちに開示するものとします。

(2) 新規上場に係る形式要件の見直し

・ 規程第205条第10号等

- ・ 新規上場申請時における株式の譲渡制限に係る形式要件について、上場までに当該制限を外す見込みがあれば足りるものとします。

(3) 一部指定に係る形式要件の見直し

・ 規程第308条第1項第1号、第2号、第4号等

- ・ 一部指定申請時における株主数、流通株式及び時価総額に係る形式要件について、一部指定までに当該要件を満たす見込みがあれば足りるものとします。

(4) 吸収合併等に係る市場変更時等の取扱いの見直し

・ 規程第314条第2項、第3項、第314条の2等

- ・ 本則市場の上場会社がマザーズの上場会社の吸収合併等を行った場合で、当該本則市場の上場会社が実質的な存続会社でないと認めるときは、3年の猶予期間内に本則市場の上場審査に準じた審査を受けることができることとし、その場合は、当該審査に適合しないときに、マザーズへの市場変更を行います。

(5) その他

- ・ その他所要の改正を行うものとします。

II 施行日

- ・ 平成21年8月24日から施行します。

※4. の株主総会招集通知等の電磁的方法による提出に関する規定については、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会から適用します。

以 上